

令和 2 年 6 月 1 日現在

機関番号：32612

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2017～2019

課題番号：17K04068

研究課題名（和文）租税回避とセグメント情報開示の理論的・実証的研究

研究課題名（英文）Theoretical and Empirical Research of Tax Avoidance and Geographic Segment Disclosure

研究代表者

村上 裕太郎（MURAKAMI, Yutaro）

慶應義塾大学・経営管理研究科（日吉）・准教授

研究者番号：30434591

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,400,000円

研究成果の概要（和文）：本論文では、経営者の所在地別セグメントの開示選択と租税回避との関係を理論的に分析した。特に、どのような経営者がセグメント情報を合理的に非開示にし、かつ高税率国から低税率国へ所得をシフトさせることで租税回避するかを明らかにした。分析の結果、以下のことがわかった。第一に、進出国の税率が等しい場合、租税回避インセンティブがないにもかかわらず、経営者はセグメント利益を合理的に非開示にする。第二に、SFAS131の適用後は、高税率国の収益の精度が高い企業は、セグメント利益を非開示にし、租税回避に積極的になる。第三に、国別報告書を課すことで、企業が自主的にセグメント利益を開示するようになる可能性がある。

研究成果の学術的意義や社会的意義

上場企業は、課税当局によるモニタリングにくわえ、資本市場のモニタリングにも直面している。SFAS131適用前において、国際的なタックス・プランニングに関する情報は、所在地別セグメント情報により一部提供されていた。BEPS行動計画をはじめ、企業の利益移転の透明性を高める施策がなされているが、租税回避行為とディスクロージャーの関係についての分析は十分でない。本研究の成果は、SFAS131適用後に、実際にどのような企業が所在地別セグメントを非開示にしたのかを明らかにし、さらに、BEPS行動計画で導入されている国別報告書の効果について理論上明らかにしている。

研究成果の概要（英文）：This paper analytically investigates the relationship between tax avoidance and manager's disclosure choice of geographic earnings in a capital market setting. In particular, we identify the conditions under which managers withhold segment earnings and avoid tax payment by shifting income from high-tax to low-tax country. Our analysis shows the following results. When the countries have the same tax rate, the manager rationally withholds segment earnings in spite of the fact that there is no tax-avoidance incentive for the managers. After the adoption of SFAS 131, the companies that face high precision of earnings in high tax country withholds segment earnings and increase the level of tax avoidance. Imposing CbCR may induce the companies to voluntarily disclose their segment earnings. Regarding the dynamic aspects, the manager engages more in tax-avoidance activity immediately after the turnover.

研究分野：税務会計

キーワード：租税回避 セグメント情報 自発的開示 資本市場モデル 価値関連性

1. 研究開始当初の背景

パナマ文書の流出をきっかけに、多国籍企業の国際的な租税回避が注目を浴びている。2016年、欧州委員会はEU域内で活動する多国籍企業に対し、情報開示を厳格化する案を発表した。この内容は、おもにOECDのBEPS (Base Erosion and Profit Shifting) 行動計画13「多国籍企業の企業情報の文書化 (Action 13: Guidance on Transfer Pricing Documentation and Country-by-Country Reporting)」に類似するものであると言われている。具体的には、2016年1月1日以降開始される事業年度より、連結売上高7.5億ユーロ(約1,000億円)以上の企業グループに対して各国税務当局への報告書提出を義務付けるもので、その報告書とは、(1) マスターファイル: グループ全体の基本情報や事業活動、移転価格に関するポリシーなどを記載したもの、(2) ローカルファイル: 現地移転価格税制に即して、現地のグループ企業における取引情報を記載したもの、(3) 国別報告書: 収入金額、税引前当期利益、発生・支払税額、従業員数、資本金、利益剰余金、有形資産について国別に毎年報告する。

上述のように、近年、国際的な租税回避を規制すべく、多国籍企業の情報開示が求められているが、租税回避と情報開示の関係について、どのような知見が得られているのだろうか。Hope et al. (2013)は、SFAS131適用以降、所在地別セグメントの利益情報を非開示にする米国企業が増え、それらの企業の租税回避が統計的に有意に大きいことを発見している。また、日本においても、マネジメント・アプローチ導入以降、7割近くの企業が所在地別セグメントの利益情報を開示から非開示に変え、非開示にした企業は租税回避に積極的になったことが示されている(浅野、2016)。

このような「セグメント情報を非開示にした企業が積極的に租税回避をしている」という現象は、あくまでも相関関係であると考えられる。なぜならば、「セグメント情報を開示するあるいは非開示にする」という行為は企業の選択変数であるからである。したがって、どのような企業がセグメント情報を自発的に非開示にし、どのような企業が積極的に租税回避をしているのかについて、さらなる深掘りが必要であると考えられる。たとえば、セグメント情報を非開示にしていながら租税回避をしていない企業や、逆に、セグメント情報を開示しながら租税回避に積極的な企業も存在する可能性もある。そのような企業特性を明らかにしていくことが重要であろう。

2. 研究の目的

本研究の目的は、租税回避と所在地別セグメント情報開示の関係を理論的・実証的に分析する点である。近年、所在地別セグメントの利益情報を非開示にした企業が租税回避に積極的になることが実証研究により明らかにされているが、どのような企業が合理的に非開示を選択したかについて明らかにしている研究は、申請者が知る限り存在しない。また、非開示を選択した企業のなかでもどのような企業特性をもった企業が租税回避に積極的になったのかもいまだ明らかにされていない。

さらに、研究方法に関して、実証仮説を理論モデルから導出しようと試みることも、本研究の特色といえる。近年、会計学関連の海外学術誌に掲載されている研究論文を調査してみると、「理論モデルの構築から実証仮説を導き、それを分析する」という論文が増えてきているように思われる。これは、実証仮説の恣意性を極力排除しようとの試みであり、今後はこのようなタイプの論文が増えていくのではないかと考えられる。したがって本研究は、テーマ設定および分析手法ともに独創的であり、重要な問題に取り組んでいるといえる。

本研究から予想される結果は以下のとおりである。まず、2国間で税率差がほとんどない場合でも、セグメント情報を非開示にする可能性が存在する。なぜならば、利益精度が低い国の収益性が高い場合、開示をすると経営者は利益最大化と株価最大化の深刻なトレードオフに直面するからである。このような場合、経営者はセグメント情報を非開示にし、かつ、税率差がないため租税回避を行わない。一方、税率差があり、租税回避に積極的になるにも関わらず、情報を開示する場合も考えられる。たとえば、利益精度が高い国の収益性が高い場合、経営者は開示を選択することで株価を高めることができるため、開示することで租税回避の情報が漏洩するコストをベネフィットが上回る可能性がある。

本研究には、大きく2つの意義があると考えられる。1つめは、多国籍企業が直面する外部環境から、どのような企業の国際的租税回避が大きい条件づけることが可能となる。一般的に、進出している国の税率差が高い場合租税回避が高くなるが、株価を気にする経営者の場合は税率差だけでなく、どちらの国の利益精度が高いかが重要である。2つめは、所在地別セグメント情報の強制開示に関する政策インプリケーションをモデルから導けることである。Hope et al. (2013)は、2004年以降の税務申告書における所在地別セグメント情報の強制開示(Schedule M-3)によって、米国企業の租税回避が減少したことを明らかにしている。しかし、多くの企業が合理的に非開示を選択しているもって強制開示を強いることは、経営者の効用を悪化させるため、効用悪化のコストと租税回避抑制のベネフィットを比較してはじめて、強制開示の政策評価が可能となる。本研究では、強制開示が社会的に望ましい場合あるいは望ましくない場合の条件についてもある程度明らかにできる可能性がある。

3. 研究の方法

「企業の租税回避行動と所在地別セグメント情報の開示・非開示の選択」を理論的・実証的に分析するため、理論(分析的)研究については、セグメント情報の自発的開示行動を分析したモデルである Murakami and Shiiba (2016)をベースに拡張する。このモデルは、Holmström (1999)のキャリア・コンサーンのモデルを拡張し、利益と株価から効用を得る経営者の長期的意思決定にフォーカスしたもので、セグメント利益情報の開示・非開示の選択を内生的に分析することができる。

モデルの具体的な拡張方法として、税率の異なる2国に事業を展開する多国籍企業を想定し、新たに2国間での利益移転(租税回避)を導入する(便宜上、利益は所得と等しいと仮定)。(税引後)利益と株価から効用を得る経営者は、利益を最大化するために、なるべく税率の低い国に租税回避をするインセンティブをもつが、それと同時に、資本市場における株価最大化も目的としている。このような設定のもと、低税率国の利益精度が低い(ボラティリティが高い)場合、利益最大化と株価最大化の間にトレードオフが存在する。すなわち、利益最大化のためにはなるべく低税率国に利益を移転させたいが、そうすると低税率国の利益精度が低いいため、株価が低くなってしまふのである。とくに、ストックオプションを保有するなど株価に対する選好が強い経営者は、租税回避をして高い利益を得るよりも、税金を多く支払ってでも精度の高い利益を報告することによって高い株価を実現する方を優先するだろう。

また、理論モデルから得られた仮説をもとに、所在地別セグメントの開示行動と租税回避について実証分析を行う。まずは、セグメント情報の開示・非開示を被説明変数とし、利益の精度(利益の分散の逆数)や進出国の実効税率等を説明変数とする回帰分析を行い、仮説が支持されるかどうかを検証する。さらに、1段階目の回帰を踏まえ、租税回避の大きさを被説明変数、セグメント情報の開示・非開示の予測値(1段階目の回帰から得られたもの)を説明変数にした2段階目の回帰分析を行う。

4. 研究成果

分析の結果、次のことがわかった。多国籍企業が展開する2国間に税率差がない場合、経営者に租税回避のインセンティブはないが、それでも経営者は合理的にセグメント情報を非開示にする。また、SFAS (Statement of Financial Accounting Standards)第131号「企業のセグメント及び関連情報に関する開示」適用により、高税率国の利益精度が高い状況に直面している経営者は、セグメント情報を非開示にし、かつ積極的に租税回避をおこなう。国別報告書(Country-by-Country Reporting)の義務付けは、セグメント利益情報の自発的開示を促す可能性がある。最後に、動学的な性質として、経営者は就任直後など自身の能力に対する情報精度が低いとき、より租税回避に積極的になる。

〔引用文献〕

1. 浅野敬志, 2016. 「多国籍企業の租税回避と所在地別セグメント情報の開示行動」IMES Discussion Paper Series No. 2016-J-9.
2. Holmström, 1999. Managerial incentive problems: A dynamic perspective. *Review of Economic Studies*, 66(1), pp. 169–182.
3. Hope, Ma, and Thomas, 2013. Tax Avoidance and Geographic Earnings Disclosure. *Journal of Accounting and Economics*, 56(2-3), pp. 170-189.
4. Murakami and Shiiba, 2016. Voluntary Disclosure and Value Relevance of Segment Information. Revised and Resubmitted to *Journal of Accounting, Auditing & Finance*. Available at SSRN.

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計0件

〔学会発表〕 計8件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 6件）

1. 発表者名 Kazunori Miwa, Yutaro Murakami, Atsushi Shiiba, and Satoshi Taguchi
2. 発表標題 Contract Rigidity and Timeliness of Accounting Information
3. 学会等名 ヨーロッパ会計学会（国際学会）
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 Kazunori Miwa, Yutaro Murakami, Atsushi Shiiba, and Satoshi Taguchi
2. 発表標題 Contract Rigidity and Timeliness of Accounting Information
3. 学会等名 アジア太平洋会計学会（国際学会）
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 Yutaro Murakami and Atsushi Shiiba
2. 発表標題 A Theory of Tax Avoidance and Geographic Segment Disclosure
3. 学会等名 ヨーロッパ会計学会（国際学会）
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 Yutaro Murakami and Atsushi Shiiba
2. 発表標題 A Theory of Tax Avoidance and Geographic Segment Disclosure
3. 学会等名 アメリカ会計学会（国際学会）
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 Yutaro Murakami and Atsushi Shiiba
2. 発表標題 A Theory of Tax Avoidance and Geographic Segment Disclosure
3. 学会等名 日本会計研究学会
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 Kazunori Miwa, Yutaro Murakami, Atsushi Shiiba, and Satoshi Taguchi
2. 発表標題 Contract Rigidity and Timeliness of Accounting Information
3. 学会等名 第3回JARDISワークショップ
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 Taichi Kimura and Yutaro Murakami
2. 発表標題 Conformity Pressure and Compensation Contracts
3. 学会等名 ヨーロッパ会計学会 (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Taichi Kimura and Yutaro Murakami
2. 発表標題 Conformity Pressure and Compensation Contracts
3. 学会等名 アジア太平洋会計学会 (国際学会)
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 山根 節、太田 康広、村上 裕太郎	4. 発行年 2019年
2. 出版社 中央経済社	5. 総ページ数 336
3. 書名 ビジネス・アカウンティング 第4版	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----